

定 款

一般社団法人 大阪府助産師会

令和4年6月18日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人大阪府助産師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、人々のニーズに応える助産及び母子保健領域の活動の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与し、あわせて助産師への教育と研鑽に根ざした専門性に基づき、助産師職の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の実施及び普及・啓発活動に関する事業
 - (2) 次世代育成支援に関する事業
 - (3) リプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の尊重、普及、活動に関する事業
 - (4) 社会福祉事業の実施及び普及に関する事業
 - (5) 助産業務の質の保証ならびに助産師育成及び資質の向上に関する事業
 - (6) 助産及び母子保健の調査・研究に関する事業
 - (7) 助産師の労働環境等の改善及び福祉の向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事業
 - (8) 書籍や雑誌類の企画編集及び出版に関する事業
 - (9) 不動産の賃貸業
 - (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は大阪府域において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した助産師の免許を有する者であって、大阪府下に居住又は勤務する者。
- (2) 免除会員 正会員であったが、高齢かつ病弱のため就業できなくなった者で、本人等の申出により、理事会においてその変更を承認された者。
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した助産師以外の個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書

により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒（除名を含む）)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会において、理事の3分の2以上の議決に基づき、懲戒をすることができる（但し、除名を除く）。懲戒として助産業務の制限と停止の勧告、又は除名を課すことが予定される場合はその会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して懲戒内容を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 助産業務に関し本会に苦情申し立てが有り、これに対する改善指示をしたにも拘わらず、これに対応できていないとき。

(4) 助産師自身の診断・ケアに基づく過失を原因とした重篤な医療事故（母体死亡、胎内死亡、新生児死亡、重症脳性麻痺、重篤な後遺症を残す場合等）を起し、その後の対応が不適切なとき。

(5) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。

2 懲戒相当として理事会の審議に付すか否かを審議するために外部委員を含めた調査・懲戒委員会を設置する。

3 懲戒処分の種類は次のとおりとする。

(1) 戒告

(2) 助産業務の制限と停止の勧告

(3) 除名

4 前項第3号により、除名する場合は、理事会の決議により除名相当とする会員に関し、総会において、総正会員の3分の2以上に当たる多数の議決を経なければならない。この場合、その会員に対し除名を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、同総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査・懲戒委員会の審議の対象になっている会員の退会届は、上記審議の結果が出るまでこれを受理しない。

6 第1項及び第4項の規定により懲戒（除名を含む）が決議されたときは、会長はその会員に対し、懲戒（除名を含む）した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 助産師免許の取消しを受けたとき。

(2) 死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき又は解散したとき。

(3) 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき。

(4) 1年間以上会費等及び賛助会費を滞納したとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

2 免除会員については、前項のうち第3号の資格喪失の事由を適用しないものとする。

る。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構成及び議決権)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 理事会において総会に付議した事項

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 定款の変更に関する事項

(4) 会費等及び賛助会費の額

(5) 会員の除名

(6) 本会の解散に関する事項

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(通常総会及び臨時総会)

第 14 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、正会員に通知を発しなければならない。

(議長)

第 15 条 総会に議長団を置く。

2 議長団は議長 2 名で構成し、総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 16 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある事項を除き、総正会員の過半数をもって行う。

(書面議決等)

- 第 18 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 19 条 総会の議事録については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

- 第 20 条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 4 名以上 23 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち、1 名を会長、3 名を副会長、必要に応じて 1 名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、監事については、必要があるときは会員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 理事会は、会長、副会長および専務理事を選定及び解職する。
 - 3 前項において、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者及び副会長候補者から会長、副会長および専務理事を選定する方法によることができる。
 - 4 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
 - 5 監事は、本会の理事又は職員を兼ねることができない。監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長及び専務理事は、理事会で別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
 - 4 会長、副会長及び専務理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 23 条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事は、同一職に引き続き就任するときは、最初の選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会終結の時を超えて就任することができない。
 - 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、監事は、同一職に引き続き就任するときは、最初の選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
 - 5 役員は、第20条第1項で定めた定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第25条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第26条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員責任免除)

- 第27条 本会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第27条の責任の免除

(招集及び議長)

第30条 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し、議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。
- 3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第33条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会

- を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

- 第34条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、**事務局長及び**所要の職員を置く。
 - 3 **事務局長及び**重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

- 第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

- 第36条 本会の資産は、会長が管理する。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 本会は、法令で定めるところにより、第2項の通常総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 39 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(基金)

第 40 条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第 42 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

(解散)

第 43 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 11 章 公 告

(公告の方法)

第 45 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第 12 章 委 任

(委任)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の代表理事（会長）は、大平純子とする。
4. 本会の最初の業務執行理事（副会長）は、渡邊和香、柏葉三千子、保元明子とする。

附 則

1. この定款は、平成 25 年 5 月 11 日をもって施行する。
2. この定款は、令和元年 5 月 18 日をもって施行する。
3. この定款は、令和 2 年 6 月 20 日をもって施行する。
4. この定款は、令和 3 年 6 月 19 日をもって施行する。
5. この定款は、令和 4 年 6 月 18 日をもって施行する。